

上田市地域防災計画【火山災害対策編】

主な修正点

新旧対照表

令和8年5月

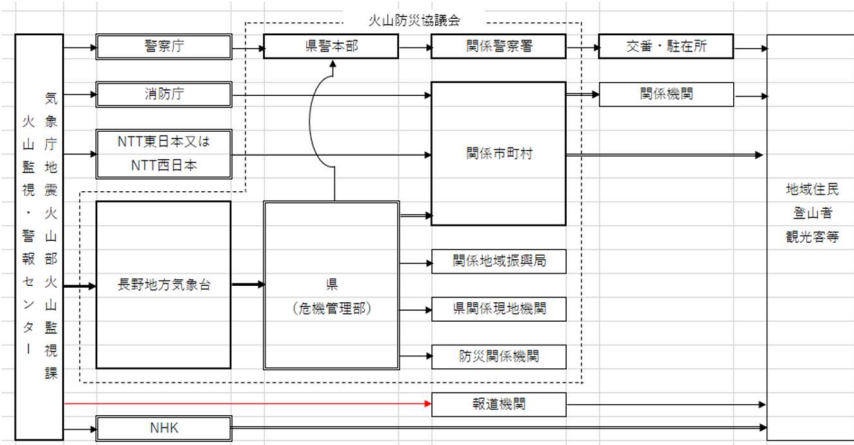
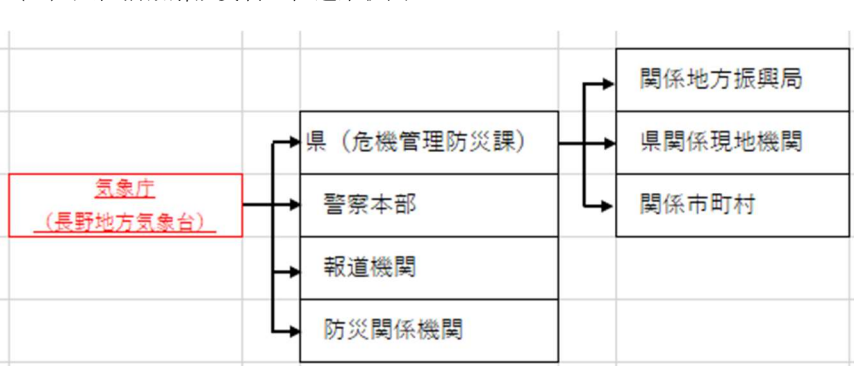
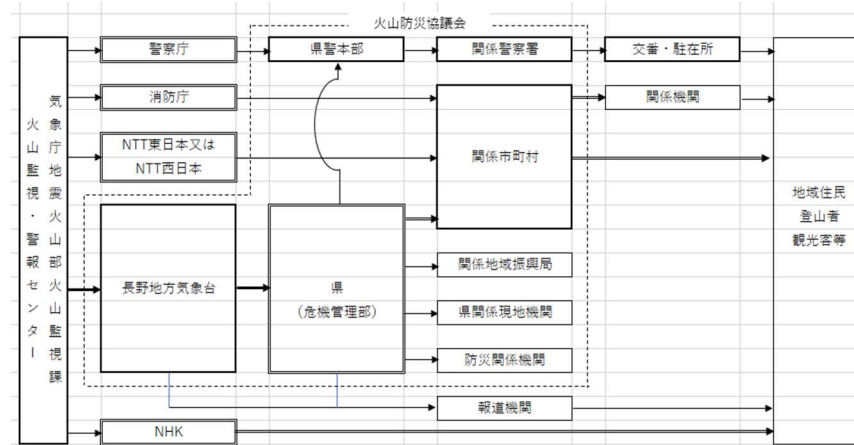

頁	新	旧	修正理由・備考																		
6	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること <u>(4) 災害教訓の伝承に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>第九管区 海上保安本部</td> <td><u>災害時における救助及び援助に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>長野行政監視 行政相談センター</td> <td><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること <u>(4) 災害教訓の伝承に関すること</u>	第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び援助に関すること</u>	長野行政監視 行政相談センター	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること	指定地方行政機関の追加に伴い修正						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること <u>(4) 災害教訓の伝承に関すること</u>																				
第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び援助に関すること</u>																				
長野行政監視 行政相談センター	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u>																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること																				
7	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td><u>(N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td><u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	電気通信事業者	<u>(N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td><u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること	社名変更等に伴う修正 予警報周知を含めるため修正						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
電気通信事業者	<u>(N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																				
日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																				
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること																				
8	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u>災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td><u>長野県情報ネットワーク協会</u></td> <td><u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)</td> <td><u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること	<u>長野県情報ネットワーク協会</u>	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気予報及び警報、</u>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規)</u></p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気予報及び警報、</u> 災害情報等広報に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)	災害情報等広報に関すること	予警報周知を含めるため修正 長野県地域防災計画に合わせて修正 予警報周知を含めるため修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること																				
<u>長野県情報ネットワーク協会</u>	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気予報及び警報、</u> 災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
(株)上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送(株)	災害情報等広報に関すること																				
12	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>ア 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>ア 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への</p>																			

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。</p> <p>イ 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、<u>詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</u>その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。</p>	<p>誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。</p> <p>イ 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、<u>あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。</u>その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
13	<p>(3) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を<u>講ずる</u>とともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時から</u>十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>イ 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>(3) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を<u>講じる</u>とともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>イ 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
15	<p>(6) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>オ 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>(6) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>オ 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
18	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(8) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WE B)や新物資システム(B-PL O)等に情報が</u>集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(10) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(11) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(8) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WE B)に</u>集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(9) <u>情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。</u></p> <p>(10) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(11) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(12) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画にに合わせて修正</p>
19	<p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、<u>平時から</u>自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、</p>	<p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、<u>平常時より</u>自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄</p>	<p>表現の統一</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p><u>3 通信手段の強化</u> <u>(6) NTT東日本網等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</u> <u>また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p>	<p>積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に伴う修正</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
20	<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 職員の安全の確保に十分に配慮した職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。</p> <p>また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。</p> <p>(2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</p> <p>(3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p>	<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 職員の安全の確保に十分に配慮した職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。</p> <p>また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。</p> <p>(2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</p> <p>(3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
25	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
26	<p>2 水防計画</p> <p>次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。</p> <p>(1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備</p> <p>(2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか次に掲げる事項</p> <p>ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p>	<p>2 水防計画</p> <p>次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。</p> <p>(1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備</p> <p>(2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか次に掲げる事項</p> <p>ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備 (4) <u>平時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備 (4) <u>平常時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
31	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(3) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (ア) <u>平時</u>における広報</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者対策 市は、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(5) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(3) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (ア) <u>平常時</u>における広報</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者対策 市は、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(5) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
32	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、<u>平時</u>から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、<u>平常時</u>から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
34	<p>3 避難所の確保</p> <p>(10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(13) <u>指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
54	<p>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平時から</u>連携を強化しておく。</p>	<p>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平常時より</u>連携を強化しておく。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
57	<p>第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒伏・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p>	<p>第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p>	<p>訂正</p>
60	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ツ <u>平時</u>から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>テ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>ト 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>ナ 各地域における避難対象地区に関する知識</p> <p>ニ 各地域における指定緊急避難地 場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p>	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ツ <u>平常時</u>から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>テ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>ト 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>ナ 各地域における避難対象地区に関する知識</p> <p>ニ 各地域における指定緊急避難地 場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
71	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域を設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域を設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
72	<p>(3) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施工例第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(4) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> 	<p>(3) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施工例第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(4) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> 	<p>系統図の修正</p>
82	第11節 障害物の処理活動	第11節 障害物の処理活動	

頁	新	旧	修正理由・備考
83	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 放置車両等の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>ウ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 火山噴出物等の火山噴出物の除去</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 放置車両等の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>ウ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 火山噴出物等の火山噴出物の除去</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
91	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
93	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を<u>講ずる</u>ことで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>(ア) トイレの設置状況・<u>し尿処理状況</u>等の把握、簡易トイレ・<u>トイレカー</u>・<u>トイレトレーラー</u>等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供（<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保</u>）</p> <p>(ウ) 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握</p>	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を<u>とる</u>ことで、常に良好なものであるよう努めるものとする</p> <p>(ア) トイレの設置状況等の把握に<u>努め</u>、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握に<u>努め</u>、栄養バランスの<u>取</u>れた適温の食事の提供</p> <p>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の環境状況の把握</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画、長野</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況 b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 c <u>健康のための入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> d 洗濯等の頻度 e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 f 暑さ・寒さ対策の必要性 g 食料の確保、配食等の状況 h ごみの処理状況</p> <p>(カ) <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）</u>、家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p> <p>キ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>ク <u>指定避難所等の運営</u>における<u>女性や子育て家庭の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への<u>配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>ケ 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況 b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 c 入浴施設設置の有無及び利用頻度 d 洗濯等の頻度 e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 f 暑さ・寒さ対策の必要性 g 食料の確保、配食等の状況 h <u>し尿及びごみ</u>の処理状況</p> <p>(カ) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>キ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>ク <u>指定避難所の運営</u>における<u>女性の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における<u>安全性の確保</u>など、<u>女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所</u>の運営管理に努めるものとする。</p> <p>ケ 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
94	<p>チ やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ト <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所</u>の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p>	<p>チ やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ト <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所</u>の開設状況等<u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
95	<p>6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 イ 広域一時滞在の対応 (ア) 協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p>	<p>6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 イ 広域一時滞在の対応 (ア) 協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
96	<p>(イ) <u>市町村間の情報共有等</u> 被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実に<u>行うものとする</u>。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p> <p>(ウ) <u>広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>7 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、避難所の早期解消に努めることとする</u>。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 (2) 実施計画 カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>7 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行う</u>。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 (2) 実施計画 カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
102	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 土砂流出、泥流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。 イ 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難情報の発令・伝達等の措置を<u>講ずる</u>ものとする。 ウ 必要に応じて国の<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</u>等の出動を要請するものとする。 エ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</p>	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 土砂流出、泥流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。 イ 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難情報の発令・伝達等の措置を<u>講じる</u>ものとする。 ウ 必要に応じて国の<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</u>の出動を要請するものとする。 エ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
103	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>第2 主な活動 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害</p>	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>第2 主な活動 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>状況を把握し必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>状況を把握し必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を<u>講じる</u>。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
106	<p>第3 3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>[建築物関係]</p> <p>災害時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を<u>講ずる</u>必要がある。</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を<u>講ずる</u>必要がある。</p>	<p>第3 3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>[建築物関係]</p> <p>災害時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を<u>講じる</u>必要がある。</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を<u>講じる</u>必要がある。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
107	<p>3 大規模土砂流出、倒木等の対策</p> <p>火山噴火等による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を<u>講ずる</u>必要がある。</p>	<p>3 大規模土砂流出、倒木等の対策</p> <p>火山噴火等による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を<u>講じる</u>必要がある。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
108	<p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
120	<p>第5章 継続災害への対応方針</p> <p>第2節 安全確保対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>3 将来の復興を考慮した対策</p> <p>継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。</p> <p>市及び県は、連携を取りあつて、応急活動の段階から、将来の災害に強い</p>	<p>第5章 継続災害への対応方針</p> <p>第2節 安全確保対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>3 将来の復興を考慮した対策</p> <p>継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。</p> <p>市及び県は、連携を取りあつて、応急活動の段階から、将来の災害に強い</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	まちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講ずる必要がある。	まちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。	表現の統一に伴う修正
121	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>2 被災施設の復旧等復興を図る措置 災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。 被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、市及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講ずる必要がある。 また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>2 被災施設の復旧等復興を図る措置 災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。 被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、市及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。 また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。</p>	表現の統一に伴う修正